

基労保発 0302 第 2 号

平成 24 年 3 月 2 日

全国社会保険労務士会連合会

会長 金田 修 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災保険業務課長

労災保険給付等の通知はがきの変更に係る周知について（お願い）

平素より労災補償行政の円滑なる推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険給付の支払いにおいては、これまで受給者の皆様に、「支給決定通知書」は都道府県労働局又は労働基準監督署から、また、「支払振込通知書」は厚生労働本省から、それぞれ送付しておりましたが、受給者の皆様の各通知のご確認を容易にするため、平成 24 年 4 月以降、一部の支給を除き、「支給決定通知」と「支払振込通知」が一体となったはがきを厚生労働本省から一括して送付することを予定しております。

これらにつきましては、厚生労働本省、都道府県労働局及び労働基準監督署において、ホームページへの記事掲載等により受給者の皆様を始め関係する方々への周知広報に努めてまいります。貴団体におかれましても、管下会員、関係機関等に対しご周知いただけますようお願い申し上げます。

照会先 : 厚生労働省労働基準局 労災補償部

労災保険業務課 企画調整係

電話 03-3920-3786

労災保険給付の受給者の皆様へ

労災保険給付等の支払通知の方法が変わります

休業（補償）給付を始めとする保険給付等の支給に当たっては、これまで受給者の皆様に、管轄の労働基準監督署（一部の保険給付等は都道府県労働局）からはがき（又は書面）により「支給決定通知」を、厚生労働本省からはがきにより「支払振込通知」をそれぞれ送付していましたが、受給者の皆様への各通知のご確認を容易にするため、平成24年4月以降、一部の支給を除き（※1）、「支給決定通知」と「支払振込通知」が一体となったはがき（※2）を厚生労働本省から一括して送付することを予定しています。

「支給決定通知」とは・・・労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。

「支払振込通知」とは・・・保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

（※1）以下の支給については対象とはなりません。

○「支給決定通知」と「支払振込通知」のあて先が別々となる給付（受任者払いなど）

○「支給決定通知」において労働基準監督署又は都道府県労働局から特にお伝えする事項がある給付（一部不支給など）

○銀行振込ではない支給（当地払い、送金払いなど）

（※2）新しい通知書はがきのレイアウト（見本）については次頁をご覧ください。

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

厚生労働省 労働基準局 労災補償部 労災保険業務課